

固定資産税（償却資産）の減免についての御案内

令和元年台風第 19 号により被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げます。

災害によって所有する償却資産に対し大きな損害を受けた方につきましては、申請により固定資産税を減免する制度があります。

1 減免措置の内容

「損害の程度」に応じて、固定資産税（償却資産）の平成 31 年度分の税額を次のとおり減免します。

損害の程度	減免率（額）
10分の7以上	全額
10分の5以上	10分の7
10分の3以上	10分の5
10分の2以上	10分の3
10分の1以上	10分の1

2 減免の対象となる償却資産と減免額

損害を受けた償却資産が所在する事務所又は事業所（大規模な事業所等においては生産工程別に認定します。）に係る全償却資産が減免の対象となります。

なお、減免額は「全償却資産の決定価格」のうち、「損害を受けた償却資産に係る損害額の合計額」の割合が**1割以上**である場合に、上記の「損害の程度」に応じて定められた「減免率」を基に算出します。

〔損害額の算式〕

$$\text{損害額} = \text{損害を受けた償却資産に係る償却資産課税台帳登録価格（決定価格）} \times \text{損害率}$$

〔損害率の区分〕

損害の状況	損害率
災害等により著しく損傷し、原型を留めないとき又は修理不能のとき	100%
その一部に損傷を受け、大修理を必要とするとき	50%

〔損害の程度の算式〕

$$\text{損害の程度} = \frac{\text{損害を受けた償却資産に係る損害額の合計額}}{\text{全資産に係る決定価格}}$$

3 手続き方法

償却資産の損害の状況を確認する必要があるため、損害を受けた償却資産がある場合は、所管する市税事務所資産税課又は市税分室資産税担当まで御連絡ください。

＜手続きの流れ＞

(1) 必要書類の提出 → (2) 市職員による損害状況確認（実態調査） → (3) 減免の決定、通知

4 必要書類

「固定資産税都市計画税減免申請書」による申請に基づき、実態調査し損害率を判定します。所管の市税事務所又は市税分室宛てに「固定資産税都市計画税減免申請書」及び次の添付書類の提出をお願いします。

＜添付書類＞

(1) 損害を受けた償却資産を特定できる書類

例：種類別明細書等の写しに損害を受けた償却資産をマーカー等で明示したもの

(2) 損害を受けた償却資産の損害状況が分かる写真

(3) 償却資産を除却又は修理したことを証明できる書類

例：修理した資産の見積書又は領収書等

※ 償却資産の減免のみ申請をされる方は、り災証明書の提出は不要です。家屋の減免と併せて申請をされる方は、り災証明書の提出が必要となります。

※ 実態調査前に損害を受けた償却資産を除却又は修理される場合は、(2)及び(3)の添付書類を必ず添付してください。

お問い合わせは
次の各市税事務所又は市税分室までお願いいたします。

川崎市 市税事務所一覧

所管する区	手続き先 ・ お問い合わせ先	住所	電話番号
川崎区、幸区	かわさき市税事務所 資産税課	〒210-8576 川崎区砂子 1-8-9 (川崎御幸ビル3階)	044-200-3959
中原区	こすぎ市税分室 資産税担当	〒211-8570 中原区小杉町 3-245 (中原区役所3階)	044-744-3245
高津区、宮前区	みぞのくち市税事務所 資産税課	〒213-8576 高津区下作延 2-7-60	044-820-6568
多摩区、麻生区	しんゆり市税事務所 資産税課	〒215-8576 麻生区万福寺 1-2-2 (新百合トウェンティワン5階)	044-543-8974

＜制度全般に関するお問い合わせ＞
川崎市財政局税務部資産税管理課
家屋・償却資産係
電話 044-200-2223